

令和七年二月

大学院文学研究科

村上 瑞木 提出 学位申請論文（課程博士）

『近世近代移行期の社会変容と水戸藩奥向女性』

審査報告書

國學院大學

村上 瑞木 提出 学位申請論文（課程博士）

『近世近代移行期の社会変容と水戸藩奥向女性』学位審査要旨

論文の内容の報告

本論文は近世近代移行期の社会変容を背景に、水戸藩を事例として奥向女性の権威的役割と政治的志向性を明らかにするものである。

本論文は三部八章及び序章・終章・補論からなる。

序章「研究視座と目的」では、研究史が整理され、本論文の目的が提起される。奥向女性の研究において特徴的なことは関係史料の少なさである。近世において最も残されている史料は公文書である。女性は公文書作成に関わる頻度が少ないため、史料が豊富に残されていない。近年奥向研究は、畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』などのように、ようやく趣味的な段階を超克し、学問的といってもいい段階に達したが、それでも史料の少なさに起因する欠点が克

服されたわけではない。

しかしながら奥向は和歌などの伝統的な文芸が嗜みとして日常的に実践されていた空間であり、当然そのような文芸史料は一定程度残存している。本論文では女性が記した和歌や紀行文などを史料として用いて奥向空間の特質を明らかにするとしている。これが他にはない本論文独自の大きな特徴であり、奥向女性研究に転換をもたらすものである。

第一部「水戸領内における奥向活動」は、幕末期の水戸藩主だった徳川斉昭をめぐる女性を中心にして、奥向女性による水戸領内での活動を中心に言及したものである。

第一章「幕末水戸藩の奥向」は、検討対象である徳川御三家の一つ水戸藩の主に奥向女性について、基本的な情報が確認されている。特に当該期に大きな影響を与えた九代藩主徳川斉昭が中心になっている。斉昭は奥女中の人選には家中出身者を採用するなどの干渉を行ない、親斉昭派と反斉昭派に分断され、奥向も複雑な派閥構成になったとの指摘は重要である。また水戸藩は宮家や鷹

司家などから積極的に嫁を取る慣習だったことも大きな意味を持つことになる。

第二章「徳川斉昭の領内巡見」は、天保四年（一八三三）藩主就任時の斉昭の領内初巡見の様相を活写したものである。定府だった水戸藩主にとっては特に領内各地の豪農を訪ねることは重要であった。斉昭はそこで常陸国久慈郡下高倉村細谷家などの豪農に対して「御筆下賜」などの下賜儀礼を行なっている。そこからは儉約や勸農といった当時の政策課題を読むことができるとしている。

青山英正『幕末明治期の社会変容と詩歌』で指摘されているように、斉昭と豪農との和歌の仮想の「相聞」が行なわれた。それが幕末期の斉昭擁護を旨とした「民衆参加」を促した。そのような結果が生じたのも、斉昭の領内巡見における「御仁恵」の創出と領主―領民間秩序の再認識に起因すると考えることができる。

第三章「外山氏補子の領内活動」は、斉昭の生母外山氏補子が第二章の斉昭と同じ天保四年に領内を巡見し、常陸国那珂郡野口村関沢家などの豪農たちと

交流した様相が述べられている。近年將軍や大名が民衆にその姿をさらす行為の意味を問う視覚的権力論、「みえる権力論」が興隆しているが（久住真也『幕末の將軍』、椿田有希子『近世近代移行期の政治文化』、岩橋清美・吉岡孝『幕末期の八王子千人同心と長州征討』など）、この事例もそのような視点から位置づけられるのではないだろうか。なお、歴代藩主が与えた下賜品については、古道具屋に売却する者、古道具屋から購入する者が跡を絶たなかった。この点は近世近代移行期における市場經濟の發展による社会変容が、領主權威に変質を迫った事例と位置づけることができよう。

第二部の「奥向女性の文書と文芸」は、水戸藩家老安島帶刀信立の二女安島氏立子（安島立）を基軸に据えて、個々の奥女中から文芸活動の形成過程を論じたものである。

第四章「安島氏立子（安島立）の一橋徳川家奉公」は、安島氏立子の個人史を中心にしながら、彼女が徳川慶喜の側女中（妾）になる経緯を追ったものである。彼女の父親が斉昭の重臣安島帶刀であることが、彼女の経歴にも大きな

影響を与えたことは想像に難くない。帯刀は安政五年（一八五八）に家老になるが、同六年八月に安政の大獄に連座して切腹させられてしまう。このことが原因となり、立子は慶喜の許を去らなければならなくなった。このためか立子と慶喜の関係は後年に至るまで伏せられることになる。このことは本論文によって初めて指摘された。慶喜の妻妾研究についてはいまだに不確定の事実が多く、この指摘は貴重なものというべきであろう。

第四章の後には補論「別家安島家資料の編成と階層」が続く。「別家安島家」とは安島氏立子を始祖とする家である。奥女中が蓄積した資料群は珍しくアーカイブズ学的にも貴重である。近世から近代に至る個人資料が重層的に蓄積されたために、所謂エゴ・ドキュメントとしての性格も持っており、貴重な文書群であることは間違いない。

第五章「久米幹文の国文学教育」は国学者久米幹文による安島家立子への和歌の稽古について考察している。久米による教授は書状を用いた形式と、「浜千鳥」という冊子を用いた形式の二つが確認された。また立子の和歌は国学者

朝比奈泰吉が主宰する歌壇「篠園社中」による『類題衣手集』にも収録されており、同集には立子以外の奥向女性の名前も多く確認できる。これら国学者との師弟関係から、奥方女性による水戸歌壇への参加を明らかにした。奥向女性の権威的役割と政治的志向性を理解する鍵は、文芸的教養なのであるが、この章ではその必須の教養を蓄積する具体的経緯が描かれていて、大変興味深いものがある。

第三部「奥向女性の文芸活動」では、多様な活動をした奥向女性であるが、本論文において最も重要な教養である文芸活動に絞って論じたのがこの部分である。

第六章「瑞龍山参詣記にみる執筆意図」は、徳川斉昭妾である仁科氏睦子が斉昭没後の慶応二年（一八六六）に執筆した水戸徳川家墓所参詣記『はるの山ふみ』を用いて、紀行文における領内の表現形式を分析したものである。幕末の水戸藩の内乱である天狗党の乱による領内意識の混乱が指摘されている。また第五章に関連し、奥方女性により執筆された紀行文が「奥方女性―国学者」

の間で筆写され、伝播した例もみられ、藩内における文雅ネットワークの存在も指摘している。

第七章「水戸領内における徳川斉昭の名所創出」は、斉昭は偕楽園を理想的な名所イメージとして造園したという理解の下、同じく斉昭が設定した「水戸八景」や歴代藩主が設けた名所との関連を論じた。また偕楽園内に設けられた好文亭の奥殿の装飾性について、奥向女性との関連が深いことが指摘されている。

第八章「水戸偕楽園における奥向の活動」は、明治二年（一八六九）に安島氏立子の手によって書かれた「好文亭日記」が分析されている。斉昭が創った名所イメージはその正室吉子女王が継承し、「理世撫民」の志を展開する場になっていたことを明らかにした。この時期はすでに版籍奉還も実施され、廃藩置県の二年前である。最終段階における藩主と奥向女性の意識を知ることができて貴重といえよう。

終章では本論文がまとめられ、「近世後期以降には領内における藩主夫人らの存在が内々の扱いから藩主権威を補弼する存在に変容し、彼女たちが領内を

巡って領民と直接的な関係を構築して、視覚・身体を用いた現実的な作用により領民の安寧を図る存在になっていった」と指摘されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は近世近代移行期の水戸藩の奥向女性を検討対象に、主に文芸資料を用いてその本質に肉薄したものである。

水戸藩の研究は第二次世界大戦以前、非常に盛んであったが、戦後はさほどとはいえない。薩摩・長州藩に関する研究が相変わらず量産されていることに比べれば寥々たるものがある。

これは一つには元治元年（一八六四）の天狗党の乱以降はひたすら内部抗争に明け暮れ、展望が見いだせないからであろう。しかしだからといって近世近代移行期における水戸藩の動向が、すべて否定されるものばかりとはいえないことはもちろんである。

研究史で指摘されているように、奥向女性の研究において、最も障碍になるものは関係史料の少なさである。通常歴史学でいう所謂史料は古文書であり、文芸資料は除外されるのが通例である。翻っていえば文芸資料を使用すれば当該研究の史料不足は、幾ばくかは解消されるはずであろう。

しかし本論文においては、そのような消極的理由で文芸資料が注目されているわけではない。文芸資料が注目されるのは奥向女性の歴史的位置づけを明らかにするために本質的なものだからである。

当該時期においては経済外強制による暴力的支配はもとより、「百姓成立」に基づく支配の正統性さえ過去のものになろうとしていた。このような時代の支配においては、理想的な統治空間を概念的に構築すること、それをわかりやすく表現し、多くの人々に参加してもらうことが政治実践上重要であった。このような状況を理解すると本論文の理解に資するであろう。

理想的な統治空間を表現する方法としては漢文学理解に基づく儒学的な表現ももちろん可能であったろうが、当該時期においては和歌などを用いた国学的

な方法もまた可能であった。現実的には奥向女性の場合は後者の方が親和性が高かったと考えられる。

和歌による政治といえば、遡れば『古今和歌集』真名序の「理世撫民」にまで行き着こう（「理世撫民」については、吉岡孝「吉宗政権における古式復興と儀礼」『国史学』第二〇〇号、二〇一〇年）。また江戸時代においても享保期の復古政策は無視できない。しかしながら本論文の場合直接関係するのは一八世紀末期に松平定信によって実行された大政委任論の採用であろう。

これ以降、江戸においても盛んに宮廷儀礼が移入され、天皇家や公家から配偶者をもらう藩も増加した。水戸藩はその典型的な藩である。それならば朝廷が自家薬籠中のものにしていた和歌によって、大名の理想的な統治空間を描いてみせるようになることは自然なことという他はない。

そのためのタレントが正室、側室、奥女中などの奥向女性であった。彼女たちは言葉を変えて言えば一種のテクノクラートとして、和歌や紀行文を通じて統治空間をさまざまに理想化していった。また藩主や藩主夫人に付随して領内

を巡見し、さまざまな儀礼を行ない、領内空間を荘厳化していったのである。これは当時多くの藩で推し進められていた「国史」、領域史の編纂とも無縁ではない。この点は岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』、錦仁『なぜ和歌を詠むのか 菅江真澄の旅と地誌』が参考になろう。奥向女性が斉昭などと随伴して行なった領内の名所化も理想的な統治空間に住まう理想的な領民のイメージを形成することに与って力があつた。

そしてできる限り多くの人にその理想を示し、できればそこに参加させることが必要であつた。前述した通り豪農の一部は斉昭と仮想の「相聞」さえ交わし、そのこともあつて直接利害関係がない桜田門外の変に、彼等は参加すると研究史は指摘している。理想的統治空間を構成し、それを広めることは大きな政治的力になったのである。

以上の点を踏まえて、本論文の注目すべき点を三点掲げよう。

一点目は第一章で触れられているように、水戸藩は宮家から正室を取るなど藩主一族は複雑な人間関係を構築していたが、それらへの対応はもとより、藩

士や領民統治の必要性から、視覚的権力論に基づく統治が有力だったことを明らかにしたことである。当該期の統治システムは地域社会の成熟を受けて複雑になっており、統治者には複雑化したシステムを統御する、それまでになかった能力が要求された。その折には文芸などの個人的な資質が強く求められたことは想像に難くない。

二点目として水戸藩奥向女性は、第三章、第六章、第八章で触れられているように、領内の安定と領民の喜びを表現した。その素地として文芸を修得し、文芸共同体の理想である平和な空間をつくり、それに参加させ、統治の正統性を示す役割を果たした。彼女たちの役割は、第二章、第七章で述べられている藩主の役割と呼応するものでもある。近年のジャンダー史は男女間の関係史という相貌を呈してきているが、性差に基づく個別的な役割ではなく、社会全体のなかでジェンダーがどのように位置付くかを考察しているのは、研究史の動向に即しているといえるであろう。

三点目として和歌による心意統治論は研究史上も存在する。しかしそれは和

歌という制度を統治者がいかに利用したのかといった外在的な視点から行論されたものであった。それはそれで意義深いものではあったが、しかしここでは奥向女性に内在した観点から位置づけられており、斬新といえる。つまり第四章、第五章、補章が典型的であるが、視点を外在から内在へと転換させている。歴史学では近年感情史などが提起され、内在的視点をいかに取り込むかが課題になっているが、本論文はそのことを意識して構成されているといっているであろう。

他方、本論文には残された課題も多い。第一に和歌の教授に関する点は国文学研究において長い間の蓄積がある分野である（例えば久保田啓一『近世冷泉派歌壇の研究』など）。それを的確に摂取して歴史史料として再定義しなければならないのであるが、それは一朝一夕では完遂できない。本論文においてはこの点が見劣りしており、奥向女性に内在的な感情史的展開には限界が生じている。これは先述した内在的な視点から歴史を位置づける上では絶対に欠かさない行為であり、一層の研鑽が望まれる次第である。

またもう一点あげると、奥向女性の研究は従来は女性史の分野で業績が育まれた分野である。つまり良くも悪くも女性性のなかに完結されていた分野といえる。しかし先述の論旨からも明らかのように、安島氏立子や外山氏補子・吉子女王の行なった活動は、もちろん彼女たちの個性は重要であるが、藩主であった徳川斉昭を無視しては位置づかないものである。もちろん彼女たちが斉昭に一方的に従属していたといいたいのではない。斉昭もシステムの一環ならば彼女たちもシステムの一環である。つまり相互規定性は無視できない。このような観点が本論文においてやや希薄だったのではないだろうか。

しかしながらこのような課題は、本質的にはないものねだりなのであって、今後の研究の進展のなかで解決すべき課題であるともいえるであろう。ここで重要なのは、本論文が近世近代移行期における社会変容を背景として、水戸藩の奥向女性が果たした役割を明らかにし、当該分野の研究を進展させたことが確実である点である。よって本論文の執筆者である村上瑞木は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

令和七年二月十七日

主査 國學院大學教授 吉岡 孝

⑩

副査 國學院大學教授 岩橋 清美

⑩

副査 東京大学史料編纂所教授

箱石 大

⑩